

**佐伯市立幼稚園・  
小中学校教職員働き方  
改革推進計画**

**令和2年3月  
佐伯市立幼稚園及び小・中学校  
教育問題検討協議会**

はじめに

佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会は、平成 30 年 6 月 28 日、佐伯市教育長から「働き方改革推進計画の策定」の諮問を受けた。諮問の内容には、市立幼稚園及び小・中学校における教職員の働き方改革を推進することが明記されており、現在の本市における教職員の勤務実態を把握し、整理・分析するとともに業務の見直しなど、教職員が子どもに向き合う時間の確保や健康の保持に努めるように検討する必要がある。

本検討協議会では、幼稚園教諭、小学校教諭（主幹教諭）、中学校教諭（教務主任）、養護教諭、園長、小中学校長、学校支援センター所長代表、市 PTA 連合会役員、佐伯商工会議所、佐伯教育事務所、南部保健所、佐伯市役所、教職員組合より関係者を加え、総勢 17 名で協議を行ってきた。

協議に当たっては、平成 30 年 12 月より導入したタイムレコーダーの勤務時間の実態や「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成 31 年 1 月 25 日文科科学省）や他市町村の対応を踏まえ、早急に学校現場の執務環境の整備や業務の見直しに取り組むことが必要であり、時間外勤務の減少に向け「今できることは直ちに行う」という認識で、協議してきた。

学校の工夫・改善や教職員の努力だけでは限界があり、学校現場の教職員が健康を損なうことなく本来の業務に打ち込めるよう、ワーク・ライフバランスに配慮した実効性のある執務環境の整備や業務の見直しについて、学校現場をこれまで以上に後押ししていかなければならないと考えている。

こうした認識の下、学校現場の意見聴取や佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会における検討・協議を踏まえ、学校における働き方改革に向けて取り組むべき方策や時間外勤務の削減に向けた取組の指針として、「佐伯市立幼稚園・小中学校教職員働き方改革推進計画」を策定、答申する。

今後は、本計画の基本的な考え方を踏まえ、「教職員の長時間勤務の解消」「子どもと向き合う時間・授業準備等の時間確保」に向けて、教育委員会と学校が一体となり、具体的な施策と取組を一層推進するとともに、保護者・地域へ周知理解を促すことを期待する。

## 目 次

1	本計画策定の背景・意義	3
2	本計画の目標	4
3	学校における働き方改革の基本的な考え方	5
4	働き方改革を促進するための意識改革	6
	(1) 教職員の働き方の見直しに向けた意識改革	
	(2) 保護者や地域社会における理解の促進	
5	本計画の推進に向けた体制整備及び業務改善の成果の検証	6
	(1) 教育委員会における業務の精選及び総合教育会議による市長部局との共通理解の促進	
	(2) 「学校評価」及び「教育に関する事務の管理及び執行の状況について の点検及び評価」による検証	
6	働き方改革の具体的な取組	7
	(1) 学校徴収金の徴収・管理の効率化について	
	(2) 学校運営協議会（CS）を活用した学校運営の支援について	
	(3) 登下校の見守りの見直しについて	
	(4) 部活動の見直しについて	
	(5) 教職員研修の見直しについて	
	(6) タイムレコーダーの導入による適正な勤務時間管理について	
	(7) スクールサポートスタッフの活用について	
	(8) 支援が必要な児童生徒・家族への対応に係る体制整備について	
	(9) 調査・依頼事項等の精査・精選について	
	(10) 校務支援システム等による業務の電子化による見直しについて	
	(11) 全市一斉定時退庁日及び学校閉庁日の設定について	
	(12) 勤務時間外の電話対応について	
	(13) 各種任意団体のあり方や補助金の見直しについて	
7	本計画の評価指数	13

## 1 本計画策定の背景・意義

(学校における教職員の時間外勤務の実態、業務の状況)

現状：本市では、平成30年12月よりタイムレコーダーを導入し教職員の勤務時間（在校等時間）を客観的に把握している。

◎H30.12～H31.3 月平均時間	45H超	80H超	100H超
小学校 29時間15分	276名	20名	5名
中学校 39時間12分	248名	39名	16名
学校支援センター 19時間40分	0名	0名	0名

◎H31.4～R2.1 月平均時間	45H超	80H超	100H超
小学校 33時間06分	697名	63名	14名
中学校 44時間54分	796名	132名	35名
学校支援センター 23時間45分	11名	0名	0名

課題：学校業務の状況は、学校種（幼稚園・小・中学校）、規模、地域の特性により異なるが、以下のような課題を抱えている。

○小学校は、学級担任制で学級担任が連続して授業を行い、給食指導や休み時間に係る安全配慮を行っていることが多い。そのため、十分な休憩時間が確保できない上に、児童在校中は校務や授業準備の時間が少ない。

○中学校は、教科担任制で学校規模や教科により受け持つ授業時数が異なり、部活動や生徒指導に関わる時間が長く、負担も大きい。時期によっては進路の学習指導の業務もある。

○教師は、授業以外の事務業務も担当しており、特に小規模校では、ひとりで多くの分掌業務を兼ねている事が多い。

○学校の様々な課題への対応は、心理や福祉など教育以外の専門的な知識が求められる事案が増えてきており、教職員だけでは対応することが質的・量的な面でも難しい。

(長時間勤務の是正)

教職員の長時間勤務の要因について、①放課後勤務、②休日勤務、③早朝勤務が多い。

その内容は、多い順に①部活動、②授業準備、③生徒指導である。教職員が疲労や心理的負担を蓄積して健康を損なうことがないように、長時間勤務の是正に向けて勤務環境を整備し、教職員が子どもに向き合う時間や授業準備の時間を確保し、勤務時間内に業務が終わるように環境整備が必要である。

(国における働き方改革に係る動向)

- 平成 29 年 4 月 「教員勤務実態調査(平成 28 年度)」公表
- 平成 29 年 6 月 中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」を設置
- 平成 29 年 8 月 学校における働き方改革特別部会において「学校における働き方改革に係る緊急提言」取りまとめ公表
- 平成 29 年 12 月 中央教育審議会において中間まとめ 公表  
「学校における働き方改革に関する緊急対策」
- 平成 31 年 1 月 文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」通知
- 令和 2 年 1 月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」

緊急提言を踏まえ、教育委員会、学校において取り組む具体的な方策のうち、学校の業務改善については、教育委員会が教育現場とともに取り組む姿勢を示すためにも所管する学校に対し、「時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定することが必要である」ことが示された。

## 2 本計画の目標

- (1) 『教職員が子どもに向き合うための時間の確保』
- (2) 『教職員の健康(心身)の保持増進』

本計画の「学校における働き方改革」の目標として、学校及び教職員の業務(範囲)を明確にし、限られた時間の中で教職員の専門性を生かし、子どもと向き合うための時間を十分確保する。

児童生徒に必要な指導を行うことにより恒常的な長時間勤務が積み重なり教職員が心身共に疲弊している。それを和らげるため、健康の保持増進という目標を立てた。

### 3 学校における働き方改革の基本的な考え方

働き方改革は、教育委員会、学校・幼稚園が各学校、学校種・学校規模・地域性を考慮し、それぞれが主体的に行うべきものである。

教育委員会においては、学校の環境整備や慣行的に進められてきた取組の見直しの促進、学校の教職員では解決できない抜本的な方策や取組を講じ、業務改善を後押し、学校と一体的に取り組まなければならない。

また、学校・幼稚園は、単に教職員の帰宅時間を早めればよいと言うものではなく、教職員の業務量を減少しなければ、時間外勤務の削減にはならない。

限られた時間の中で、「学校が担うべき業務」を関係法令や通知を勘案し、整理した上で、各学校や地域の実情に応じ、役割分担・適正化を図っていくことが必要である。

「学校が担う業務」について、「本来誰が担うべき業務であるか」、「負担軽減のためにどのように行うか」の2点に絞り、学校や教職員以外に積極的に業務を移行していくように取り組む必要がある。

また、事務職員やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の多様な専門性や経験を有する専門スタッフを教育活動に参画させる必要がある。

教職員が限られた時間の中で、児童生徒の指導に専念できる体制を整えるためには、学校組織のマネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制のもと、校長・教頭・主要主任の多忙についても解消する必要がある。

[基本的には、学校以外が担うべき業務]

- ①登下校の見守り
- ②夜間の見まわり
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティア連絡調整

[学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務]

- ①調査・統計等への回答 → 事務職員等
- ②児童生徒の休み時間における対応 → 地域ボランティア、保護者
- ③校内清掃についての学校の業務 → 地域ボランティア、保護者
- ④中学校の部活動 → 部活動指導員、外部指導者等

[教師の業務だが、負担軽減が可能な業務]

- ①給食時の対応
- ②授業準備
- ③学習評価や成績処理
- ④学校行事の準備・運営
- ⑤進路指導
- ⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応

[家庭が担うべき業務]

- ①基本的な生活習慣
- ②家庭で起こしたスマホやインターネット等に関するトラブル

参考：中央教育審議会による「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」より一部抜粋

#### 4 働き方改革を促進するための意識改革

##### (1) 教職員の働き方の見直しに向けた意識改革

本市では、平成30年12月よりタイムレコーダーを導入し、時間外勤務（在校等時間）を把握し、毎月校長・センター所長会議で教育委員会が指導し、その結果、全体的に時間外勤務は減少してきたが、依然として月45時間を超える教職員がいる。

当初、タイムレコーダーの導入により「意識は変わった」という意見が聞かれたが、業務改善や勤務時間ではあまり変化が見られない。

学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠で、組織や時間の管理、健康・安全管理等の研修充実と教職員の働き方を変えていく意識付けが重要である。

校長が学校の重点目標や経営方針、4点セットに教職員の働き方に関する視点を盛り込み、その目標・方針に沿って学校経営を推進する必要がある。人事評価として実施する目標管理も活用しながら、教職員一人一人が業務改善の意識をもって働き方の見直しを進めることも重要である。

##### (2) 保護者や地域社会における理解の促進

本計画の取組を進める上では、保護者や地域の協力なくしては実現できない。そのため社会全体の理解を得られるように「学校における働き方改革」の趣旨について、理解を求めることが重要である。

教育委員会は、学校を通じて保護者へ説明し、市民に対しては、市報やホームページにより広報し、周知・啓発を行う。

#### 5 本計画の推進に向けた体制整備及び業務改善の成果の検証

##### (1) 教育委員会における業務の精選及び総合教育会議による市長部局との共通理解の促進

教育委員会においては、これまで以上に学校を支援する役割が求められるため、教育委員会職員への負担が増加しないよう、組織内でも業務の精選等を積極的に行うとともに、総合教育会議などを通じて、市長部局と共通理解を深め本計画に基づく業務改善に向けた取組を推進する。

(2) 「学校評価」及び「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」による検証

学校評価は、各学校の教育活動の成果や取組を検証することにより、学校運営の組織的・継続的な改善を図る。

全教職員が当事者意識をもって更なる業務改善を図るとともに、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置づけ、学校評価を行う。

さらに教育委員会は、本計画において実施する業務改善の取組について、毎年度、取組成果の検証を行う。

## 6 働き方改革の具体的な取組

(1) 学校徴収金の徴収・管理の効率化について

(役割分担・適正化についての考え方)

学校徴収金(教材費・学年諸費・給食費・部活動費等)については、現金、口座振替、PTA地区集金的手段により教職員が集金している。現金を金融機関に直接持つて行く必要があり、会計ごとに担当者が管理していることで台帳管理が徹底しにくいなど、非効率的な運用となっている。

未収金の督促実施を含めた徴収・管理については、基本的には、教職員の本来業務ではなく、改善に向けた調整を進めるものとする。

(具体的な取組)

- ①購入物品を含め、学校での徴収金を見直す。
- ②学校徴収金(現金)の徴収・管理の業務については、原則として口座振替にして、学校の実情に応じて段階的に廃止する。
- ③収納事務の効率化及び統一化を図るために、教育委員会においては、当該徴収・管理システムの導入を検討する。

(2) 学校運営協議会(CS)を活用した学校運営の支援について

(役割分担・適正化についての考え方)

学校と地域との連携・協働については、地方教育行政の組織及び運営に関



する法律第 47 条の 6 に「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」とされており、学校を運営するにあたり重要である。

地域・保護者との連携については各学校でも取り組むべきではあるが、教育委員会としても、学校運営協議会制度の一層の充実や学校における外部人材の活用を支援する体制を整備する。

(具体的な取組)

- ①令和元年度内に全 12 中学校区に学校運営協議会を設置する。
- ②地域住民等の学校運営への参画の促進を図る上から、必要な支援、地域との連絡調整を行う。
- ③「学校における働き方改革」の趣旨を地域住民へ情報提供を行う。
- ④学校運営協議会が必要に応じてその役割を担うなど、機能充実を図る。

(3) 登下校の見守りの見直しについて

(役割分担・適正化についての考え方)

学校は、安全指導の観点から通学路の設定・安全点検を行っており、児童生徒の安全確保のため保護者や関係機関と連携している。

登下校時の見守り活動は、関係団体と調整し、地域の実情に応じた見守り活動を行うことにより、教師が本来の業務に専念できる環境を整備する。

(具体的な取組)

- ①学校は学校運営協議会を通じて、登下校時の見守り活動は、学校・教職員の本来業務ではないことを関係団体に対して理解を求める。

(4) 部活動の見直しについて

(役割分担・適正化についての考え方)

中学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務ではないが、全ての中学校で部活動が設置され、教職員が顧問となっている。教職員の中にも部活動にやりがいを感じている者もいる。一方では競技の経験がなく部活動の指導に不安を抱え、負担と感じている教職員もいる。

部活動の顧問については、教職員の負担軽減の観点から、校長が教職員の専門性や校務負担の状況等を踏まえ、部活動指導員等の外部人材を積極的に活

用する必要がある。併せて、生徒の心身の健全な成長の観点や学校外の活動に参加しやすいよう、教育委員会で部活動について明確な基準を策定した。

(具体的な取組)

- ①佐伯市「部活動指導の在り方について」(令和元年7月改訂)に明記している、週2日以上 of 休養日や1日の活動時間の徹底を図る。
- ②学校においても、教職員の専門性に応じて、引率業務もできる部活動指導員等の外部人材を積極的に活用し、部活動の充実を図る。
- ③拠点校において複数の学校から同一種目の部活動に生徒が参加する拠点型合同部活動等、学校の枠組を外した新たな部活動モデルを検討する。

#### (5) 教職員研修の見直しについて

(役割分担・適正化についての考え方)

各種研修は、資質の向上を図る上で大変重要であるが、県・市教育委員会で重複した内容が実施されることがあり、統合や精選を図るとともに報告書も過度な負担にならないよう簡素化を図る必要がある。

また、長期休業中には研修が集中し、休暇が取りにくい状況があることから実施時期の調整を行い、休暇が取りやすいように配慮する必要がある。

(具体的な取組)

- ①教育委員会は、研修計画を策定する上で、研修が増えることがないように整理・精選を行い、内容に応じてICTを活用した研修の充実を図る等学校や教職員の負担にならないよう見直しを行う。
- ②授業や学校行事、休暇取得、校内研修に支障が生じることがないように、研修に要する時間・日数及び実施時期について、調整を行う。

#### (6) タイムレコーダーの導入による適正な勤務時間管理について

(役割分担・適正化についての考え方)

勤務時間の管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会の責務であり、客観的に全教職員の勤務時間を把握することは不可欠である。

管理職は、長時間勤務の教職員に対する指導と業務の見直しや平準化を行い、教職員一人一人においても自らの働き方を省みる機会とする。

勤務時間の管理については、管理職に事務負担が極力かからないように、ICTの活用やタイムレコーダーにより客観的に把握し、集計するシステムを構築し、継続する必要がある。勤務時間の把握は、働き方改革の「手段」で

あり「目的」ではないことを踏まえ、教育委員会は、そのデータを分析し、業務の削減や印刷機設置などの環境整備を進めなければならない。

(具体的な取組)

- ① I Cカードを使用して出退勤の管理が行えるタイムレコーダーで、校長は教職員一人一人の勤務時間を把握する。
- ②学校は、時間外勤務の多い教職員に対して速やかに指導や校務分掌の見直しを図るなど、必要な措置を講じ、教育委員会も支援を行う。

(7) スクールサポートスタッフの活用について

(役割分担・適正化についての考え方)

授業準備、教材研究や指導案の作成は、教師が担うべき業務である。  
しかし、授業で使用する教材や学級通信等の印刷、物品準備、宿題の提出状況の確認や簡単な漢字の丸付け等の業務にスクールサポートスタッフの積極的な活用を図る。

(具体的な取組)

- ①スクールサポートスタッフを配置することで、教師が児童生徒に向き合い、指導や教材研究に傾注できる体制を維持する。

(8) 支援が必要な児童生徒・家族への対応に係る体制整備について

(役割分担・適正化についての考え方)

多様な専門性や経験を有する専門スタッフが学校の教育活動に参画することで、「チーム学校」の体制を踏まえた効果的な学校運営体制の強化を図る。

(具体的な取組)

- ①教育委員会は、児童生徒の支援のため、学校における教育相談体制の整備・充実に向け、スクールソーシャルワーカーの増員を図る。

(9) 調査・依頼事項等の精査・精選について

(役割分担・適正化についての考え方)

学校を対象に実施する調査・依頼事項については、複雑化、増加する傾向にある。こうした状況を踏まえ、調査・依頼事項に係る負担軽減を図る観点から、重複・類似事項の確認、対象、時期、内容の見直しを行うとともに、教育

委員会以外の機関に同様の配慮を働きかける必要がある。

また、作品・作文の出展依頼や体験活動をはじめ民間団体から家庭向けの配布依頼が数多く寄せられることから、当該団体等からの依頼に対して事前に教育委員会が内容を精査し、学校負担の軽減を図る。

(具体的な取組)

- ①教育委員会は、年間の調査依頼を集計し、削減に向けた取組を行う。
- ②学校に対する調査・依頼件数の削減に向けて、教育委員会、市長部局、各種団体が依頼している調査内容や目的、重要性や必要性を考慮する。

◎以下のような視点により精査を行う。

- 学校に参加依頼する会議についての必要性
- 回数・時間・依頼人数を縮小
- 児童生徒への参加要請については、授業時数の確保、児童生徒の負担を考慮
- 作品・作文の応募については、教育的効果が見込まれ、教育活動と連動したものか、他に類似した出展依頼がないか。
- 照会・統計処理については、調査結果の活用に明確な目的があり、他に類似する調査、統合することが可能か、不要な調査項目がないか。
- チラシの配布依頼については、児童生徒のみを対象とするものでなく全市民を対象としているものでないか。
- 対象学年や配布方法の見直しを行うことができるか。

(10) 校務支援システム等による業務の電子化による見直しについて

(役割分担・適正化についての考え方)

教育委員会は、通知表や出席簿、指導要録への記載など業務の電子化による効率化を図り、教師が児童生徒と向き合うための時間を確保する。

また、就学援助や学齢簿の処理に係るシステムを早期に導入し、紙管理による業務の煩雑さや不確実性を解消し、事務処理の効率化を図る必要がある。

(具体的な取組)

- ①教育委員会は、電子化による効率化・省力化を図り、就学援助や学齢簿の処理に係るシステムの構築に向け関係機関と連携を行い、システムの早期導入を進める。

(11) 全市一斉定時退庁日及び学校閉庁日の設定について

(役割分担・適正化についての考え方)

全市一斉定時退庁日や長期休暇期間に学校閉庁日を設定することにより、教職員一人一人が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なわないようにする。また、自己研鑽を通じて人間性を高める時間を確保する。

(具体的な取組)

- ①全市一斉定時退庁日を月2回以上実施するように検討する。
- ②夏季休業中(8月13日～15日)の3日間を学校閉庁日としているが、更なる拡大を検討し、教職員の休暇取得の促進を図る。

(12) 勤務時間外の電話対応について

(役割分担・適正化についての考え方)

学校は、非常災害や緊急の必要性がある場合を除き、時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保し、対応の体制を整える必要がある。

令和元年10月に時間外の電話着信数を調査したところ、多い学校で1日平均3件であり、殆どの学校が「0」で、今のところ学校での留守番機能の電話の必要性はない。今後、必要性に応じて一部の学校において導入を検討する。

(具体的な取組)

- ①調査方法の工夫や内容(通話時間、着信・発信回数)を検討する。
- ②教育委員会よりHPを活用した周知・啓発を図る。

(13) 各種任意団体のあり方や補助金の見直しについて

(役割分担・適正化についての考え方)

市より補助金を得て独自に活動を行っている任意団体の業務や任意団体が主催する会議への出張で学校を留守にする事もあり、教職員の負担増に繋がっている。

そのため、研修と同じように会議の見直しや業務の統合を図り、会計業務や事務処理の効率化を図る必要がある。

(具体的な取組)

- ①各団体の統合や会議回数の減少、現金(補助金)の取扱いを含めた業務内容を検討する。

※各団体＝市中学校体育連盟、市中学校文化連盟、市学校教育研究会、市学校保健会、市人権・同和教育研究会、特別支援教育振興協議会、へき地教育振興協議会

## 7 本計画の評価指数

各学校における働き方改革を推進するため、年間の評価指数を以下のとおり設定し、その都度見直しを図る。

### (1) 長時間勤務の是正

- ① 1月当たりの時間外勤務時間が45時間を遵守する教職員 100%
- ② 1年間の時間外勤務時間が360時間を遵守する教職員 100%

### (2) 部活動の休養日の徹底

市「部活動指導の在り方について」に明記されている、週2回以上の部活動休養日を実行する学校 100%

### (3) 定時退庁日の徹底

設定された定時退庁日に定時退庁(30分以内)を行う教職員 90%以上

### (4) 学校への文書、調査依頼等の精査・精選

教育委員会から学校への文書・調査依頼等の発出を前年比5%削減